

ネットとうほくがNPO法人として成立したのが2014年。3月3日で丸5年を迎えました。現在、認定NPO法人の認定申請中です。  
また、来月4月25日には適格消費者団体に認定され2年を迎えます。



## ■株式会社防災センターに対する第3回期日が終了しました

1月22日（火）、株式会社防災センターに対する不当条項使用等差止請求事件の裁判が開かれました。

当団体から提出していた訴状に対し、相手方から反論が提出されましたが、相手方において再度反論を補充することになりました。

次回期日は、3月11日（月）午前11時30分から仙台地方裁判所301号法廷で開かれる予定です。

## ■2018年度第5回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

1月21日（月）18：30から、仙台弁護士会館において、2018年度第5回目となる消ラボを開催し、22名が参加しました。今回は、ネットとうほく検討委員の窪幸治岩手県立大学准教授が「高齢者賃貸契約における身元保証問題」をテーマに講義を行いました。

このテーマに関しては、内閣消費者委員会から、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告」や「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」が出されており、注目される分野の問題です。これらの消費者委員会の報告・建議の中では、賃貸物件の入居について、

- ①契約内容の煩雑さがあること
- ②預託金の保全が必要であること
- ③事業者側の高齢者に対する履行状況の確認
- ④監督官庁が不明確であること
- ⑤住宅確保困難者への情報提供の必要

といった点が指摘されているとのことです。

その③の指摘に関連し、事業者が契約内容を適切に履行しているかどうか、高齢者の認知の程度も相まってブラックボックスとなりがちであることから、監督官庁等によるモニタリングが求められるだろうといった解説がなされました。



講師 窪幸治准教授

また、高齢者向け住居施策の観点（上記⑤）から、現在では、住宅セーフティネット法によって情報提供や相談援助の施策が取られていることやサービス付高齢者向け住宅の制度などが紹介されました。そして、家賃債務保証については、住居部分の賃料だけではなく、診療代金や入院費用、損害賠償等の債務保証がいわゆる根保証となっており、過大な債務を負わされることが考えられ、その場合には当該契約から開放される原理が必要なのではないか、例えば特別解約権や不当条項規制などが及ばないか、といったお話がありました。



高齢者の住まいについて、多くの種類・枠組みが存するが、利用者も各情報をできる限り把握し、事業者に権利を主張していくことが必要であるとのまとめがありました。

講義後の意見交換では、「実際の相談現場では、手元の資金がないのに新たに賃貸契約をしなければならない高齢者が困っているケースが多く、今回の講義が参考になった。」といった意見や、他の団体において家賃保証会社の解約権が問題になっているとの情報提供などがありました。

なお、ネットとうほくでは、3月9日（土）10:30から仙台弁護士会館4階ホールにおいて、『昔と違う!!「最近の賃貸借トラブル」』というテーマで講演会を開催いたします。この講演会の内容は次号でお知らせいたします。

次回の消ラボは、3月18日（月）18:30から仙台弁護士会館において、「リース契約」をテーマに開催します。講師は、福島大学の山崎暁彦准教授です。

### ■第3回消費者スマイル基金の助成団体に選ばれました

HPでは既にお知らせしていますが、去る12月20日（木）、第3回消費者スマイル基金の助成団体に選ばれました。

消費者スマイル基金とは、消費者団体の活動を支援する為、2017年7月に設立したNPO法人で、消費者や賛同する事業者からの寄付を元に消費者団体が行きとむ消費者被害回復・防止に関連する活動への助成事業を行っています。（[www.smile-fund.jp](http://www.smile-fund.jp)）

今回は、差止請求訴訟関係業務に対して助成を受けました。

### ■会員の皆さまへのお知らせ ～2019年度通常総会～

ネットとうほく 2019年度通常総会を下記の通り開催いたします。ネットとうほくの活動を振り返るとともに2019年度の活動計画を決定する大事な総会です。また、会員が一堂に会する数少ない機会でもあります。是非、ご参加ください。

詳細は4月下旬発送予定の「ご案内」をご覧ください。

日時：2019年6月22日（土）10:15～11:15

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2丁目9-18）

\*通常総会の後、11:30～総会記念講演会を行います。

## ■リレーエッセイ

9回目を迎えたリレーエッセイ。今回は検討委員の男澤拓弁護士です。

### 『消費者教育』の楽しさ

私の両親はどちらも教員で、いつも家庭では教育の話があふれていました。そんなこともあり少しだけ（ほんのちょびっと）教育の道に進もうかなどと考えたこともあったほどです。どういうわけか、弁護士になってしまいましたが、その弁護士としても「教育」に携われることが多いということが分かってきました。

その一つが、「消費者」に関する出前授業です。私が弁護士になってから4年が経過しますが、20件程度の消費者に関する出前授業や講義を行ってきました。

若者向けには、実際の事例に近いマルチの勧誘を試してみたり、携帯やスマホの課金ゲームの恐ろしさを説いたりなどしましたし、高齢者が対象の場合には、相談員の方とコラボして寸劇を交えつつ、悪徳な訪問販売の手法を説明するなどしました。いずれも「いらすとや」のフリー画像やアニメーションなどを盛り込んだパワーポイントを駆使し、飽きさせない講義内容を心がけました。

また、弁護士としての消費者教育の魅力は、生の事例を話せることだと思います。私が実際に関わった事例や、見聞きした事例を話す時、受講している皆さんが少し前のめりになるのがわかるので、その講義前後で問題になっている事例を積極的に取り入れて講義を行っています。

人前で話すことが好きな性分ですので、このような消費者出前授業はとても楽しく取り組んでいます。また、消費者問題へのアンテナを常に高くしておかないといけないなど、講義や授業が自分自身の勉強や業務にも繋がっています。

近時、成人年齢の引き下げに関連し、若者に対する消費者教育の重要性が盛んに叫ばれています。私の実感では、若者に対する授業が成功しているかどうかは、寝ないで聞いてくれているかどうかの一つの指標ですので（笑）、寝る暇を与えない授業をこれからも積極的に行っていきたいと思います。

なお、上述の講義や授業内容に興味を持たれた方がいらっしゃいましたら、是非お問い合わせください！



## ■適格消費者団体のご紹介

皆さんは全国にいくつの適格消費者団体があるかご存知ですか？2017年4月25日にネットとうほくが15番目の適格消費者団体として認定を受けて以降、次の4団体が新たに認定されました。

☆消費者支援ネットワークいしかわ（2017年5月15日認定）

☆消費者支援群馬ひまわりの会（2018年2月5日認定）

☆えひめ消費者ネット（2018年6月19日認定）

☆消費者支援かながわ（2018年8月3日認定）

これにより、適格消費者団体は19団体となり、全国8つ全てのブロックで誕生したことになります。

また、2018年4月、埼玉消費者被害をなくす会が、消費者機構日本（COJ）、消費者支援機構関西（KC's）に続き、被害回復裁判手続きを行うことのできる特定適格消費者団体に認定されました。



「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら  
一人で悩まず



消費者庁 消費者ホット  
ライン 188  
イメージキャラクター  
イヤマン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！

～お近くの消費生活相談窓口に繋がります～

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス [shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp](mailto:shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp)